

掲示期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 4 月 10 日

新潟市水道局告示第 13 号

収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき，使用中止に伴う水道料金及び下水道使用料等の清算料金等の収納事務を平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間，次のとおり委託したので同法施行令第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

平成 30 年 4 月 1 日

新潟市水道事業管理者
水道局長 井浦 正弘

収納事務の委託区域	収 納 事 務 受 託 者	
	住 所	氏 名
新潟市水道局中央事業所 所管の給水区域	新潟市中央区紫竹山 1 丁目 5 番 10 号	公益財団法人 新潟水道サービス